

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百九十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から別表6まで及び別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和四年六月一日から適用する。

令和四年五月三十一日

厚生労働大臣　後藤　茂之

改出總

改出總

別表第三

基礎係数

1. 0395

別表第三		基礎係数		1. 0395					
都道府県	病院	機能評価係数 II	激変緩和係数	都道府県	病院				
(略)									
30912	大阪	医療法人錦秀会阪和記念病院	0.1039	0.0000	30912	大阪	医療法人錦秀会阪和記念病院	0.1159	0.0000

(略)		別表第三		基礎係数		1. 0395			
都道府県	病院	機能評価係数 II	激変緩和係数	都道府県	病院	機能評価係数 II	激変緩和係数		
(略)									
30913	大阪	医療法人錦秀会阪和住吉総合病院	0.0910	0.0000	30913	大阪	医療法人錦秀会阪和住吉総合病院	0.0910	0.0000

(略)		別表第三		基礎係数		1. 0395			
都道府県	病院	機能評価係数 II	激変緩和係数	都道府県	病院	機能評価係数 II	激変緩和係数		
(略)									
30913	大阪	医療法人錦秀会阪和住吉総合病院	0.0910	0.0000	30913	大阪	医療法人錦秀会阪和住吉総合病院	0.0910	0.0000